

平成31年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 44,911,231m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 123,044m ³ |
| (3) 処理区域 | 神の池東部地区, 神の池西部地区, 波崎地区 |
| (4) 建設改良費 | 1,235,952千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,497,151千円
第1項 営業収益	3,008,665千円
第2項 営業外収益	488,462千円
第3項 特別利益	24千円
支 出	
第1款 事業費用	3,175,905千円
第1項 営業費用	3,108,477千円
第2項 営業外費用	66,318千円
第3項 特別損失	110千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,178,599千円は、過年度分損益勘定留保資金1,105,265千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額73,334千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	448,210千円
第1項 国庫補助金	415,200千円
第2項 負担金	33,000千円
第3項 固定資産売却代金	10千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,626,809千円
第1項 建設改良費	1,235,952千円
第2項 資産購入費	31,285千円
第3項 償還金	359,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は，700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については，その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 172,830千円 |
| (2) 交 際 費 | 30千円 |